

【当法人訪問看護・介護事業所の人員配置基準違反による行政処分についてのお詫び】

このたび、誠に遺憾ながら令和7年5月から11月まで新規事業として開設しておりました訪問看護・介護事業所の人員配置基準違反による行政処分についてご報告致しますとともに深くお詫び申し上げます。

訪問看護・介護事業所に関し、法人全体の要員の確保は充分にしておりましたが配属職員の急な退職などにより人員配置基準を満たせなくなり、配置人員の内部調整がつかず施設基準などのコンプライアンス意識が管理職と管理部門に欠けており人員配置基準を満たせない状況となり、その後内部監査の結果コンプライアンス違反であることが判明したため令和7年11月末で訪問看護・介護事業を停止し監督官庁に該当事業所の状況の報告と事業所の休止及び廃止と期間中の報酬の自主返還を申し出ておりました。ご利用者にはきちんとしたサービスを提供しておりましたが、令和7年12月からは他の事業所に依頼しサービス提供を継続できるように対応しました。その後監督官庁の監査を受け半年後に訪問看護・介護事業所の行政処分を受けることになりました。

監督官庁及びご利用者様、地域の皆様方に対しご迷惑とご心配をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げます。この度のことは理事長として管理不行き届きを痛感しております。今回の事態を重く受け止め、役職員一同深く反省し、今後は二度とこの様なコンプライアンスに反することを引き起こすことのないよう管理体制の強化に努めて参りたいと思います。

今回処分を受けました訪問看護・介護事業所は既に半年前から休止しておりますが、当法人が運営する他の入所施設は全施設満床で、通所施設と居宅介護支援事業所についても高稼働で通常通り営業を行っておりますのでどうかご安心いただければと思います。

この度はご迷惑をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

令和8年7月1日

社会福祉法人敬仁会

理事長 杉原 有

役職員一同